

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供

営業所名： さいたま

※対象期間：2023年4月～2024年3月

派遣労働者数（1日平均）	84 名
派遣先の事業所数	12 社
派遣料金の平均額（8時間平均）消費税込	15,902 円
派遣労働者の賃金の平均（8時間平均）	10,674 円
マージン率	32.9%

※ マージン率に含まれるもの

- ・ 社会保険料（健康保険・厚生年金保険・労災保険・雇用保険・介護保険料など各種社会保険の事業主負担分）
- ・ 派遣労働者が取得する年次有給休暇、慶弔休暇等に係る費用
- ・ 営業・管理・採用活動・オフィス賃料等、事業運営に係る諸費用
- ・ 派遣労働者に係る教育訓練費用
- ・ 営業利益

《労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等》

労使協定を締結しているか・否か	締結済み
労使協定の対象となる派遣労働者の条件	原則：派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
労使協定の有効期間	2024年4月1日～2025年3月31日

《教育訓練に関する事項》

教育訓練の種類	対象者	訓練方法	実施主体	費用負担	賃金支給
ビジネスマナー教育	入職 派遣労働者	OFF-JT	派遣元事業主	無償	有給
ヒューマンエラー教育	派遣労働者	OFF-JT	派遣元事業主	無償	有給
品質管理教育	派遣労働者	OJT	派遣元/派遣先事業主	無償	有給
メンタルヘルス教育	派遣労働者	OFF-JT	派遣元事業主	無償	有給
QC・5S製造現場教育	派遣労働者	OJT	派遣元/派遣先事業主	無償	有給